

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書についての公聴会 公述原稿

2019年6月29日（土曜日）午後2時 知多市勤労文化会館 3階 会議室5

① 準備書縦覧の手続き不備（意見募集が無かった） 2回も追加修正。

この準備書の縦覧については不備が多く、3月1日(金)に縦覧を公表したが3月4日(月)、3月8日(金)と、2回も追加修正されている。この原因究明と、意見を聴く気がなかった点について謝罪を公式に示すべきである。

知多市のホームページ3月1日は「環境影響評価準備書の縦覧について」がある。しかし、意見受付とか締切、説明会開催は記載されていない。このため、本委員会は緊急要請を知事あてに行った。その結果もあってか、3月4日には、3月1日の「縦覧」の文書は削除され、3月4日に縦覧に加えて意見受付・締切、説明会開催等を追加した記事に変わった。最後に注書きで「※このページにおいて、説明会・意見書の提出についての情報を3月4日に追加しました。意見書提出期限に間に合わない場合は、お問い合わせください。」とあるが、3月1日の情報しか見えていない関係者は縦覧が開始されたのか、という程度の認識しかもたず、意見書を出せることは知らないまま過ごしているはずである。

なお、意見書の提出期限4月15日の注書きで「※郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付けるものとします」などの疑問点を、電話で確認したら、「上司と相談し、ホームページに載せます」と回答があり、その結果が3月8日の追加修正となったと思われる。提出方法が修正され郵送に限っていたものが「提出場所への持参、郵送又はEメール(toshikei@city.chita.lg.jp)」となり、意見書に必要な記載事項も追加された。

かたや、西知多医療厚生組合のホームページでは、3月1日に、準備書だけが公表されたが、知多市と同様に、3月4日に「環境影響評価準備書に関する縦覧手続等について(平成31年3月4日更新) NEW」として、縦覧及び意見書提出期間、縦覧場所、意見書の提出について（提出方法は、持参、郵送又はEメールとすでに正しくなっている）、説明会の開催、その他（このページにおいて、知多市が行う縦覧、説明会・意見書の提出についての情報を3月4日に追加しました。意見書提出期間に間に合わない場合は、お問い合わせください。）と、やはり、意見書、説明会を失念していたため情報を追加している。

② 知事意見の廃棄物の更なる排出抑制に答えず、将来人口推計は過大。

方法書への知事意見で“西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適切な能力とすること。”と指摘され、事業者の見解として、“両市のごみ減量の状況や近年のごみ処理施設の一般的な性能を踏まえ、災害廃棄物の処理方法及びごみ焼却施設の処理能力を見直したことにより、方法書において設定していた処理能力200t/日を、準備書では185t/日としました。”とあり、処理能力200t/日を185t/日に減らしたからいいだろうという感じの見解である。しかし、“両市のごみ減量の状況”を踏まえただけで、知事意見の“更なる排出抑制”に答えたわけではない。方法書に対する知事意見への対応を明記すべきである。

更に、“ごみ焼却施設の処理能力を見直した”というが、方法書では、新施設の通常時のごみ処理能力185t/日に、災害廃棄物処理に必要な想定処理能力を加えて200t/日となっていたものから、災害廃棄物処理分を削除しただけである。このような見解で知事は了解するのか、愛知県の考え方を再確認すべきである。

国立社会保障・人口問題研究所は、5年ごとの国勢調査（平成27年調査）の結果を受けて、日本の将来

の人口推計を実施。この将来人口推計は概ね5年に1度実施し、今回は戦後で15回目と歴史があり、国の施策や全国の自治体の基本計画等でも利用されている。この内訳も市町村別に公表されているが、今回の準備書の将来人口推計は過大と言える。2024年度には200,536人と推計しているが、人口問題研究所では、その1年後の2025年度でも198,865人となっている。また、上昇傾向もおかしい。現状の2016年度200,017人が2017年度199,999人とすでに減少傾向になっているにも関わらず、2024年度には200,536人と増加しているが、この確固たる理由はあるのか。人口問題研究所では、2020年度、2025年度と横ばい傾向である。少なくとも、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より過大となっている理由を明記すべきである。

元になる「西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想」平成28年2月では820g/人日に人口を掛けたごみ量が基本となっており、重要な検討要素である。

③ 高潮浸水対策としてT.P.5.6mを超える高さと言うが、愛知県高潮浸水想定ではもっと大きい。

建設計画で“新施設は、高潮による浸水対策として、プラットホーム、灰ピット等の開口部はT.P.5.6mを超える高さとする計画である。”として、“注）高潮による浸水対策の計画において想定した浸水水位は、「愛知県高潮浸水想定」（平成26年11月 愛知県建設部）及びその解説書で想定された知多市の最大高潮水位（T.P.5.6m）を基に設定している、”とあるが、これらの出典を確認しても5.6mという値は出てこない。それどころか、室戸台風の再来で、この名古屋港はCASE6でTP6.7m、CASE5でもTP6.4mという数値が出ている。T.P.5.6mとした明確な根拠を示すべきである。

④ 公害防止に係る計画基準値は、もっと厳しく（ばいじん、ダイオキシン類等）

新施設の公害防止に係る計画基準値で、ばいじんが0.02g/m³Nとなっているが、環境影響評価手続きを先行している豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は0.01 g/m³Nとしている。事業者として実行可能な低減努力をして0.01 g/m³s とすべきである。

また、ダイオキシン類が0.1 ng-TEQ/m³Nとなっているが、現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は0.01 ng-TEQ/m³Nとしている。事業者として実行可能な低減努力をして0.01 ng-TEQ/m³N以下とすべきである。

さらに、水銀が法規制値の30 μg/m³N以下となっているが、法規制値を大幅に下回る塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。

この他、騒音、振動、悪臭が法令等による規制値と同じ値になっているが、これは最も緩い工業専用地域の値である。法令を守るだけなら環境影響評価は不要である。騒音、振動、悪臭についても事業者として可能な低減努力をして、周辺の愛知県・知多市との公害防止協定工場並みの計画基準値とすべきである。

⑤ 事業計画の策定時における環境配慮事項の不備（定義不明、努める？、作業時間等）

事業計画の策定時における環境配慮事項で大気質の工事中で、“低公害型の運搬車両の使用に努める。”“低公害型の建設機械の使用に努める。”供用時で、“・低公害型の運搬車両の使用に努める。”のいずれも、低公害型の定義が不明である。また、“努める”という感覚的な用語では、事業者がほんのちょっと努めれば配慮したことになり、不合理である。少なくとも、資料1-14のように「原則とする」とすべきである。

騒音、低周波音の工事中で、“低騒音型の運搬車両の使用に努める。”、“低騒音型の建設機械の使用に努める。”とあるが、定義が全く分からない。国土交通省の低騒音型建設機械には運搬車両は指定されていない。どのような根拠をもって低騒音型の運搬車両と考えているのか明記すべきである。また、大気と同様に“努める”という感覚的な用語を用いている。

騒音、低周波音の工事中の予測で、“周囲に仮囲いを設置し、騒音等の発生を抑制する。”とあるが、建設機械の稼働等では、予測式には回折に伴う減衰に関する補正量として含まれているが、理由もなく、“工事における仮囲いは考慮していない。”とあり、仮囲いが、どの位置に、どの高さで設置され、その材質は何か全く分からない。その程度の環境配慮事項なのか。大気質の工事では、“周囲に仮囲いを設置し、…粉じん等の飛散を防止する。”とあるので、周囲に仮囲いを設置する予定らしいことは理解できるが、高さは不明のままであるし、騒音対策として必要な材質も不明のままである。

⑥ 自動車騒音・道路交通振動の要請限度の解説が“要請することができる”と間違っている。

自動車騒音の要請限度、道路交通振動の要請限度が掲げられているが、要請限度の用語解説が間違っている。振動も含め 4 項目もあるうち、2 項目は“要請することができる”“p724,p725、1 項目は“要請できる。”p727 と致命的な間違いを犯している。

要請限度について、騒音規制法第 17 条では「都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」、振動規制法第 16 条では「道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」とある。

⑦ 知多産業道路は渋滞しているとは言えない現状認識に間違いはないか（西知多像路は不要）

大気質の交通量、旅行速度で“旅行速度の時刻別値をみると、通勤時間帯の 7 時台の北行き速度がどちらも 20km/h 台で、他の時間帯に比べてかなり遅くなっていた。”とあるが、渋滞しているとは言えない現状認識を示したと言える。西知多道路の環境影響評価書では“知多地域では、特に北部において朝夕の慢性的な渋滞が著しい状況にある。”として、建設が強行されているが、その重要な根拠が破たんしていることが証明されたことになる。渋滞はないという現状認識に間違いはないか。

⑧ NO_x 排出係数は出典と資料で食い違っている部分がある。どこを間違え、その原因は何か。

排出係数は“予測年度は 2021 年度であるが、「国土技術政策総合研究所資料 No.671」における直近の車両の排出係数予測値は 2020 年次であるため、2020 年次の排出係数予測値と 2025 年次の排出係数予測値から内挿して 2021 年次の排出係数とした。内挿した 2021 年次の車両の排出係数を、表 8.1.26 に示す。”とあるが、出典と資料で食い違っている部分がある。SPM の大型車類 70km/h での排出係数は資料 p187 では 0.010600 g/km・台となっているが、出典 p6-4 では 0.010580 g/km・台となっている。どこが間違っており、その原因は何か、予測結果にはどう影響するのか、これらを明らかにすべきである。準備書を審査する愛知県環境影響評価審査会と事務局の慎重な検討をお願いする。

⑨ 西知多道路の開通に伴う影響（参考）は交通量以外の条件は変わらないとした無責任な準備書。

大気、騒音、振動の予測で、交通量の増加による影響（参考）があるが、“国道 155 号・247 号が西知多道路として整備されることで、交通量の増加に加え、走行速度等も変化することが想定されるが、不確定な部分もあることから、ここでは交通量以外の予測条件は変わらないものとした。したがって、以下の予測結果は参考として記載した。”とあまりにも無責任な準備書である。西知多道路の環境影響評価書では、設計速度が 80km/h と明記されており、2030 年度の開通後は現状の 70km/h ではなく 80km/h に増加し、大気の排出原単位も、騒音パワーレベル、振動も実質的に増加することは明らかである。少なくとも交通量に加えて走行速度は、西知多道路の環境影響評価と同じものとする必要がある。

⑩ 騒音・振動予測対象時期がずれて杭打機、削孔機が予測対象になっていない。

温室効果ガス等の予測条件を見ると、工事中に杭打機 130 t を 200 台、バイプロハンマーを 125 台使用する計画である。合成した騒音パワーレベルが最大となる時期をはずれているため、予測対象としていないが、これらは大きな騒音パワーレベル発生源と知られており、これらを対象に予測すべきである。

⑪ 騒音予測結果は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例の環境基準を下回るとあるが、確定している広島高裁判決、2018 年 WHO『環境騒音ガイドライン』と比べ低水準である。

騒音予測結果によれば、“地点 5（東海市浄化センター）、地点 6（北浜町緑地帯（古見駅付近））ともに環境基準値を下回る。”とあるが、騒音に係る環境基準はまず、「一般地域」で昼間は 50～60 dB（夜間も定めてあるが省略）と定められ、ただし書きで「道路に面する地域」は昼間 60～65dB と緩めてある。そのうえ、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は特例としての基準値昼間 70dB のとして更に緩い環境基準が定めてある。しかも、この幹線交通を担う道路に近接する空間の定義は環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、国・県道、4 車線以上の市道」と定めている。このため、環境影響評価の対象道路はほとんど全てこの特例の環境基準が当てはめられ、問題なしとされている。

しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010 年 5 月 20 日）の最高裁決定により確定した受忍限度を 5 dB 上回る。このような特例の環境基準は廃止すべきものである。

また、2018 年 10 月、WHO＝世界保健機関のヨーロッパ事務所が、『環境騒音ガイドライン』を発表し、例えば道路の場合、WHO の勧告は 53 デシベル以下にすることとし、日本の特例環境基準(昼間 70dB)と比べ非常に厳しい内容であるが、WHO は『健康を守るために騒音レベルをこれ以下に保つべき』として、世界各国に採用するよう求めている。こうした状況を勘案した大胆な施策が望まれていることを理解し、通常の「道路に面する地域」の環境基準などを評価基準とすべきである。

⑫ 低周波音の評価は、現状把握と同様に環境省の手引きに従った内容を目標とすべきである。

低周波音について“調査結果は、低周波音問題対応の手引書において、苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安として示された「心身に係る苦情に関する参照値」の 92dB を下回っていた。また、1/3 オクターブバンド周波数別の音圧レベルの調査結果は、すべての周波数において「物的苦情に関する参照値」を下回っていた。”とあるが、環境省の手引きの都合のいいところしか利用していない。心身に係る苦情に関する参照値を隠している。隠された心身に係る苦情に関する参照値と調査結果を比較すると、25Hz、31.5Hz、40Hz、50Hz、63Hz、80Hz では参照値を上回っており、心身に係る苦情が確実に発生することを示している。このような姑息な手段ではなく、参照値を 2 種類とも記載し、手引きに従った総合的な判断をすべきである。また、評価結果で<基準・目標>として正確に記載すべきである。

⑬ 悪臭予測で、類似調査の現地調査でアンモニア等検出を無視して評価している。

現地調査結果の夏季には、アンモニアが 4 地点とも 0.1 ppm 検出されている。ところが、アンモニアは 0.2ppm 未満と予測している。これは夏季の 0.1ppm 検出を隠すものと言える。

また、アセトアルデヒドが夏季の地点 1-4 で 0.005 ppm 検出されている。それを隠して、すべてが 0.005ppm 未満と予測しているが、虚偽の予測である。

⑭ 地盤・土壌・地下水の評価で、現状が維持されると、環境基準を超えたまま放置している。

地盤・土壌の評価で“工事の実施において、土壌が攪乱された場合、土壌汚染の拡散及び地下水の汚染が悪化する可能性があるが、必要に応じて汚染状況の調査を実施し”とあるが、現状で汚染されており、汚染悪化の可能性がはっきりしているため、“必要に応じて”ではなく、汚染状況の調査は必ず実施するこ

ととし、その項目、地点、頻度など土壌汚染の詳細調査として、事後調査計画を策定すべきである。

“予測手法等に起因する予測の不確実性や環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。”という結論は無理がある。現に、地下水では“愛知県土壌汚染等対策指針に準じた地下水質のモニタリングを継続する必要がある。”とある。

⑮ 回避・低減の環境保全措置として、事業計画策定時の環境配慮事項を繰り返すのは論理矛盾。

既に事業計画の策定時における環境配慮事項として、“動物、植物、生態系の工事中で、“・低騒音・低振動型の建設機械の使用に努め、動物や植物の生息や生育環境への影響を抑える。”として、計画におりこまれている。予測した後に検討する回避・低減の環境保全措置で、“工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械の導入を図る。”という措置は、事業計画の策定時の環境保全措置を繰り返すのは論理矛盾である。そのうえ、“導入を図る。”と“使用に努め”という言葉が混乱して使われている。この環境保全措置を本当に実施する気があるとは思われない。

⑯ 景観の環境保全措置で、建物高さは、できる限り低くする、とあるが、事業計画で低くすべき。

景観の環境保全措置で、“新施設の存在により、知多運動公園からの眺望景観に変化が生じると予測”されることから“建物高さは、圧迫感を軽減するため、できる限り低くする。”とあるが、建物をもっと低くすることが可能なら、当初の事業計画で低くすべきである。このようなことは環境保全措置とは言えない。

そもそも、事業計画の策定時における環境配慮事項：景観で、“施設高さを低く抑えるとともに、施設の色彩等は周辺環境との調和に配慮する。”としながら、予測後の環境保全措置に同じ文言を入れることは、環境影響評価の制度を理解していないことと同じである。

⑰ 温室効果ガス等で、大気・騒音の予測条件にあるコンクリートミキサー車が欠落している。

温室効果ガス等の予測で、12種類の建設機械が記載されているが、大気や騒音予測条件のコンクリートミキサー車が欠落している。このコンクリートミキサー車は1,300台/年の稼働であり、工事期間中を通すともっと多くなるはずである。また、NOx排出量は4番目に多い1543.94kg/年であり、コンクリートポンプ車の5倍以上あり(1,543.94/299.52=5.2)、無視できない数値である。コンクリートミキサー車から排出される温室効果ガス等を追加予測し、準備書を修正すべきである。